

広島地方裁判所平成26年(行ウ)第53号

生活保護基準引下げに基づく保護費変更(減額)処分取消請求事件

判決骨子

平成25年改定における各調整のうち、ゆがみ調整は合理性を有する。また、デフレ調整についても、物価変動を指標とし、その基となる物価変動率の算定方法として本件手法(生活扶助相当品目を対象とし、算定期間を平成20年から平成23年までとして、家計調査により算出された平成22年のウェイトを用いる手法)を採用したこと自体が合理性を欠いているということとはできず、本件手法に従い算出された変動率-4.78%という数値に誤りがあることもうかがわれない。

しかし、保護の基準及び程度の原則について定めた生活保護法8条2項にいう「最低限度の生活の需要」は、基本的には生活保護受給世帯が健康で文化的な生活水準を維持するために必要とする費用の額又は水準によって測られるべきものであると考えられることからすれば、物価変動を指標として生活扶助基準の改定を行う場合には、物価変動が上記の費用の額又は水準にいかなる影響を及ぼすのかといった観点から、専門技術的な考察に基づいた判断がされる必要がある。

デフレ調整を行うに当たっては、本件手法により算出された物価変動率が直ちに生活保護受給世帯の可処分所得の相対的、実質的な増加分といえるかなどについて、専門技術的な評価、検証を行った上で改定率を定める必要があったが、そのような専門技術的な考察がされたことはいかにもうかがわれず、また、本件手法により物価変動率を算定する過程で生活保護受給世帯と一般世帯との間の消費実態の違い等を踏まえた調整を行ったともうかがわれない。上記物価変動率(-4.78%)をもってそのままデフレ調整による改定率とした厚生労働大臣の判断は、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠き、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものであるから、生活保護法3条、8条2項に反して違法である。

以上